

令和二年三月十九日受領
答弁第一〇六号

内閣衆質二〇一第一〇六号

令和二年三月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス流行に伴う羽田空港新飛行ルート運用開始のモラトリアム適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス流行に伴う羽田空港新飛行ルート運用開始のモラトリアム適用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「世界的な新型コロナウイルスの感染拡大」による「わが国の今年の航空需要の見通し」の「修正」及び「羽田空港新飛行ルートの」「運用開始後に一定期間現行ルートで運用する」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、令和二年夏ダイヤの期間である同年三月二十九日から同年十月二十四日までの期間における、各航空会社の東京国際空港における運航回数及び発着日時を含む、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七条の三第六項の規定に基づく混雑空港に係る運航計画の変更又は同法第九十九条第一項若しくは第二百二十九条の三第二項の規定に基づく事業計画の変更について、現時点において認可前であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、同年三月二十九日からの東京国際空港における新たな飛行経路の運用を見送ることは考えていない。